

平成 23 年 10 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）の改正内容が実施されます

実施される改正内容について一部抜粋して紹介します。

- (1) 共済金の貸付限度額が 3,200 万円から **8,000 万円に引き上げ**
- (2) 掛金の積立限度額が 320 万円から **800 万円に引き上げ**
- (3) 掛金月額の上限度額が 8 万円から **20 万円に引き上げ**
- (4) その他(省略)

上記改正内容が実施されることにより、平成 23 年 9 月末時点で掛金総額が 320 万円に達し、掛金の積立てを停止している場合であっても 23 年 10 月以降掛金の積立てを再開することができるようになりました。

中小企業倒産防止共済掛金は、掛金の全額が損金に算入されますので積立の再開や掛金の積増しを検討してみてくださいはいかがでしょうか…

※掛金総額が 320 万円に達し、掛金納付の再開する場合の手続は下記のとおりになります。

詳細は、中小企業基盤整備機構の HP などでご確認下さい。

HP URL <http://www.smrj.go.jp>

